

警察における証明事務の取扱いについて（例規通達）

警察における証明事務の取扱いについては、従来「警察における証明事務の合理化について（依命通達）」（昭和40年9月22日付け警察庁乙官発第22号。以下「次長通達」という。）によって行われてきたところであるが、民事事件等に悪用されるおそれのある事項を除外し、証明内容の確認手続を適正にするとともに、証明書様式の統一化を図るため、昭和59年8月1日から次により取り扱うこととしたので、遺憾のないようにされたい。

なお、「警察における証明事務の取扱いについて」（昭和58年3月12日付け富務第212号）は、廃止する。

記

第1 警察における証明事務の取扱いの方針

警察において行う証明（以下「警察証明」という。）は、所管の行政に関し、事実の証明ができる事項で、かつ、証明の必要性が客観的に認められるものについてのみ取り扱い、事実の証明ができない場合に、当該事案の証明に代えて単に形式的に届出を受理した旨の証明（以下「届出受理証明」という。）は、この通達に定める場合のほかは行わないこととする。

なお、公安委員会、警察署長等の所管する事務についての許可証等の再交付に当たっては、前記方針により、原則として、遺失又は盗難についての警察への届出の事実に関する証明書の提出を求めないこととする。

第2 警察証明の対象

警察証明は、次に掲げる事項について行うものとする。

1 事実の証明

(1) 法令に定めのあるもの

法令等により証明すべきことが明示されているものとして、捜索証明、海外渡航者等に対する犯罪経歴証明、自動車保管場所証明等がある。

なお、これらの処理手続、証明書様式等については、当該法令等の定めるところによるものとする。

(2) 法令等に定めのないもの

次に掲げる例示のとおり

- ア 泥酔、精神錯乱等による保護証明
- イ 被疑者又は参考人としての出頭証明
- ウ 被疑者又は被告人としての留置証明
- エ 変死体又は変死の疑いのある死体の検視（見分）証明
- オ 山岳遭難事故証明

2 届出受理証明

届出受理証明は、遺失、盗難等に係るもの、行方不明者に係るものがあるが、次の場合のほかは行わないものとする。

- (1) 現に法律又は政令により、警察の証明を要することが規定されているもの
- (2) 証明を行う官公庁等がなく、その証明が得られない場合は、出願者がその責によらないで著しい不利益を被ることが明らかであり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの

- (3) 官公庁等から、事務の取扱い上、警察の証明が必要であると求められており、かつ、警察がその証明を行うことが適当である次の表に掲げるもの

省 庁 名	件 名
法 務 省	1 在留カード 2 特別永住者証明書 3 外国人登録証明書
外 務 省	旅券
国 税 庁	雑損控除の対象となる物件 (雑損控除申請のため)
最高裁判所	有価証券等 (公示催告手続申立てのため)

※ 外国人登録証明書については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）が平成24年7月9日に施行されたことに伴い廃止されているが、当面の間、一部の外国人登録証明書は、在留カード又は特別永住者証明書としてみなされる。

- (4) (3)に掲げるもの以外で、官公庁等において、警察の証明がない場合には事務の取扱い上、著しく支障を来すもので、当該官公庁等において証明に係る事実の調査を行うことが不適當である特別の事情があり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であるもの
- (5) その他特別な事情が認められるもの

第3 事務処理要領

証明事務の処理に当たっては、次により取り扱うこと。

1 受理要領

- (1) 証明申請を受理する場合、申請者から別記様式により申請書の作成を求めて、これを提出させること。申請者があらかじめ申請書を持参しているときは、必要事項が記載されているか確認し、記載されていない場合は記載を求めて、正・副2通を提出させること。
- (2) 申請書を受理したときは、事実又は届出の内容と申請内容とに矛盾がないかを確認するため、事実の証明については関係書類により、届出受理証明については遺失届出書、犯罪事件受理簿、被害届、行方不明者届受理票等により、申請内容との照合を行うこと。

2 交付要領

- (1) 申請者から別記様式による申請書を受理した場合、証明することが相当と認められたときは、申請書（副）の余白に受理番号等照合に必要な事項を記載し、決裁を受けた上で、申請書（正）に公印の押なつを得、申請書の正・副に契印を施すこと。
- (2) 申請者から別記様式によらない申請書を受理した場合、証明することが相当と認められたときは、申請書（正・副）の余白（余白がないときは、適宜の補助用紙を用い、当該用紙と申請書との間に契印を施すこと。）に
「上記（右）のとおり相違ないことを証明する。（又は、上記（右）の提出を受理したことを証明する。

年 月 日

富山県〇〇〇〇〇〇〇長  」

旨の奥書きをするとともに、(1)に準じて申請書（副）に必要な事項を記載すること。

- (3) (1)又は(2)の処置をした後、申請書（正）を申請者に対し交付し、申請書（副）の余白に申請者から、受領日及び受領者名を徴して、関係書類とともに保管すること。

3 取扱い上の留意事項

証明事務の取扱いに当たっては、次の点に留意し、慎重にしなければならない。

- (1) 証明内容の確認手続を適正にすること。
- (2) 証明を必要とする事由を確認すること。
- (3) 申請者が適当な当事者であることを身分証明書等で確認すること。
- (4) 民事事件等に悪用されるおそれのある事項を除外すること。
- (5) 証明書の発給枚数を諸般の事情に配慮して必要な限度にとどめること。
- (6) 対面によらず申請の受理及び証明書の交付を行う場合は、身分の確認を徹底し、交付に当たっては送達状況が明らかとなる方法により行うとともに、記録化しておくこと。


第4 その他

警察証明に関して疑義があるときは、警務部警務課及び各業務主管課へ照会すること。

別記様式

(1) 保護証明申請

保 護 証 明 申 請 書

保護年月日時	年 月 日 午 ^前 後 時 分～ 年 月 日 午 ^前 後 時 分の間
保護場所	富 山 県 警 察 署
被保護者	住所 職業 氏名 年 月 日生 歳
証明を必要とする理由	
<p>上記のとおり保護されていたことを証明願います。</p> <p>年 月 日</p> <p>富山県 長殿</p> <p>住所 続柄 氏名</p>	
<p>上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>富山県 長 </p>	

(A4判)

(2) 出頭証明申請

出 頭 証 明 申 請 書

出頭年月日時	年 月 日 午 ^前 後 時 分～ 年 月 日 午 ^前 後 時 分の間
出 頭 場 所	
出 頭 者	住所 職業 氏名 年 月 日生 歳
証明を必要とする理由	
上記のとおり出頭したことを証明願います。 年 月 日 富山県 長殿 住所 続柄 氏名	
上記のとおり相違ないことを証明する。 年 月 日 富山県 長 印	

(A4判)

(3) 留置証明申請

留置証明申請書

留置年月日時	年 月 日 午 前後 時 分～ 年 月 日 午 前後 時 分の間
留置場所	
被留置者	住所 職業 氏名 年 月 日生 歳
証明を必要とする理由	
上記のとおり留置施設に收容されていたことを証明願います。 年 月 日 富山県 長殿 住所 続柄 氏名	
上記のとおり相違ないことを証明する。 年 月 日 富山県 長 印	

(A4判)

(4) 死体検視（見分）証明申請

死 体 検 視（見分）証 明 申 請 書

検 視 見 分 年月日	年 月 日
検 視 見 分 場 所	
死 者	住所 職業 氏名 年 月 日生 歳
証明を必要とする理由	
上記のとおり死体検視（見分）されたことを証明願います。 年 月 日 富山県 長殿 住所 続柄 氏名	
上記のとおり相違ないことを証明する。 年 月 日 富山県 長 印	

(A4判)

(5) 山岳遭難事故証明申請

山 岳 遭 難 事 故 証 明 申 請 書

発生年月日時	年 月 日 午 ^前 後 ^後 時 分ごろ
発生場所	
避難者	住所 職業 氏名 所属山岳団体 年 月 日生 歳
遭難の概要	
証明を必要とする理由	
上記のとおり山岳遭難があつたことを証明願います。 年 月 日 富山県 長殿 住所 続柄 氏名	
上記のとおり相違ないことを証明する。 年 月 日 富山県 長 印	

(A4判)

(6) 遺失届出受理証明申請

遺失届出受理証明申請書

遺失年月日時	年 月 日 午 ^前 後 時 分～ 年 月 日 午 ^前 後 時 分の間		
遺失場所			
遺失物件の 品名、数量、 時価、特徴		遺失者 の住所 氏名	
届出年月日及 び届出先	年 月 日 富山県 警察署		
証明を必要と する理由			
上記のと通りの遺失届出があることを証明願います。 年 月 日 富山県 長殿 住所 遺失物件との関係 氏名			
上記のとおり遺失届出があることを証明する。 年 月 日 富山県 長 印			

(A4判)

(7) 被害届出受理証明申請

被害届出受理証明申請書

被害年月日時	年 月 日 午 ^前 後 時 分～ 年 月 日 午 ^前 後 時 分の間		
被害場所			
被害物件の 品名、数量、 時価、特徴		被害者 の住所 氏名	
届出年月日及 び届出先	年 月 日 富山県 警察署		
証明を必要と する理由			
上記のと通りの被害届出があることを証明願います。 年 月 日 富山県 長殿 住所 被害物件との関係 氏名			
上記のとおり被害届出を受理したことを証明する。 年 月 日 富山県 長 印			

(A4判)

(8) 行方不明者届出受理証明申請

行方不明者届出受理証明申請書

行方不明年月日	年 月 日
行方不明者	住所 職業 氏名 年 月 日生 歳
届出年月日及び届出先	年 月 日 富山県 警察署
証明を必要とする理由	
上記のとおり行方不明者届出があることを証明願います。 年 月 日 富山県 長殿 住所 続柄 氏名	
上記のとおり行方不明者届出を受理したことを証明する。 年 月 日 富山県 長 印	

(A4判)